

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和3年12月20日（令和3年（行情）諮問第572号）

答申日：令和4年9月8日（令和4年度（行情）答申第216号）

事件名：特定記事に記載の訴訟に係る事件記録の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年10月27日付け法務省訟民第509号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

決定通知書第2項記載の各不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報に該当しないと考える。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件経緯

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、令和3年7月12日付け行政文書開示請求書（同月14日受領。受付第283号）をもって、同請求書別紙記載の国を当事者とする損害賠償請求事件に関する、①国が裁判所から受領した文書全て、②国が裁判所に提出した文書全て、③国が当該訴訟の原告から受領した文書全て、④国が当該訴訟の原告に渡した文書全てについて、法4条1項の規定に基づく行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 処分庁は、本件開示請求の対象文書を、「第一審が特定地方裁判所（特定年月日A判決）に、第二審が特定高等裁判所（特定年月日B判決）に係属していた国を当事者とする損害賠償請求事件（以下「本件事件」という。）に関する、①国が裁判所から受領した文書全て、②国が裁判所に提出した文書全て、③国が当該訴訟の原告から受領した文書全て、④国が当該訴訟の原告に渡した文書全て」と特定した。

(3) 処分庁は、法11条を適用し、令和3年8月2日付け法務省訟民第366号をもって、開示決定等の期限を同年10月29日まで延長し、同年9月7日付け法務省訟民第439号をもって、相当部分について、一部開示決定をした。

そして、同年10月27日付け法務省訟民第509号をもって、相当部分以外について、別表記載のとおり一部開示決定をした（原処分）。

(4) 本件は、原処分に対し、審査請求人から、令和3年11月13日付け（同月16日受領）で審査請求されたものである。

なお、審査請求人は、上記(3)前段記載の相当部分についても審査請求をしており、現在、令和3年（行情）第423号で貴審査会に諮問しているところである。

## 2 審査請求人の主張

審査請求人は、原処分における全ての不開示部分（以下「本件各不開示部分」という。）について、何ら具体的な理由を示すこともなく、法5条各号に規定される不開示情報に該当するとは考え難いとして、原処分の取消しを求めている。

## 3 原処分の妥当性（本件各不開示部分及び不開示情報該当性）について

(1) 事件番号、刑事事件の担当検察官名以外の個人の氏名、印影、郵便番号、住所、電話番号、ファクシミリ番号、訴訟物の価額、貼用印紙額、当該個人に対する捜査に係る情報及び認容額

当該部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、法5条1号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれかに該当する事情も認められない。

(2) 特定の法人名

当該部分は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当する。

(3) 刑事事件の担当検察官名

当該部分は、本件事件で問題とされた刑事事件の捜査を担当した検察官名であるところ、前記1(3)記載の開示文書の開示部分において、その所属する検察庁名及び部署が明らかになっていることも踏まえると、公にすることにより、当該検察官に対し、不当な要求や攻撃等がされるおそれが高まり、ひいては捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当する（平成25年度（行情）答申第135号、平成24年度（行情）答申第287号参照）。

(4) 応訴体制や検討状況に関する情報

当該部分は、争訟に関する国の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当する。また、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号ロにも該当する（令和3年度（行情）答申第148号参照）。

(5) 一般に公開されていない行政機関の電話番号及びファクシミリ番号

当該部分は、公にすることにより、行政機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当する。

4 結論

以上のとおり、本件各不開示部分について、法5条1号本文、同条2号イ、同条4号、同条5号、同条6号柱書き及び同号ロにそれぞれ該当するとして不開示とした原処分は正当であるから、原処分の維持が適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年12月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和4年1月13日 審議
- ④ 同年7月15日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定を適用した上、残りの行政文書として、本件対象文書につき、その一部を法5条1号本文、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き及びロに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分の維持が適当であると主張していることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、別表のとおり、「原告附帯控訴状」（文書1）、「原告控訴審答弁書」（文書2）、「原告準備書面」（文書3）、「原告控訴審証拠証明書」（文書4及び文書5）、「国一審準備書面」（文書6及び文書7）、「国

控訴状」(文書8)、「国控訴理由書」(文書9)、「国附帯控訴に対する答弁書」(文書10)、「国控訴審準備書面」(文書11)、「国証拠説明書」(文書12)並びに「判決書正本写し」(文書13及び14)である。

本件各不開示部分は、①別表の通番(以下「通番」という。)1,通番3,通番5,通番8,通番10,通番12,通番15,通番17,通番19,通番22,通番23,通番25,通番28及び通番32の原告の氏名,印影,郵便番号,住所,電話番号及びファクシミリ番号,②通番1,通番12,通番17,通番19,通番28及び通番32の訴訟物の価額,③通番1及び通番17の貼用印紙の額,④通番1,通番3,通番5,通番8,通番10,通番12,通番15,通番17,通番19,通番22,通番23,通番25,通番28及び通番32の事件番号,⑤通番1,通番17,通番28及び通番32の認容額,⑥通番1,通番3,通番5,通番8,通番12,通番15,通番19,通番23,通番25,通番28及び通番32の原告及び刑事事件の担当検察官以外の個人の氏名,⑦通番2,通番4,通番7,通番9,通番11,通番14,通番16,通番21,通番24,通番27,通番30及び通番33の刑事事件の担当検察官名,⑧通番6,通番13,通番20,通番26及び通番29の特定の法人名及び原告の事業所名,⑨通番12,通番15,通番19,通番28及び通番32の捜査情報,⑩通番18の一般に公開されていない行政機関の電話番号及びファクシミリ番号並びに⑪通番31及び通番34の応訴体制や検討状況に関する情報の記載内容部分であると認められる。これらの不開示部分について諮問庁が説明する不開示理由の要旨は、別表の「不開示理由」欄記載のとおりである。

以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- (1) 原告の氏名,印影,郵便番号,住所,電話番号及びファクシミリ番号(上記①の関係)

標記の不開示部分は、原告の氏名及びこれと一体として特定の個人を識別することができる情報と認められ、法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該不開示部分は、個人識別部分であることから、法6条2号による部分開示の余地もない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (2) 事件番号(上記④の関係)

ア 標記の不開示部分は、本件事件の第一審事件番号、本件事件の控訴審事件番号及び本件事件の附帯控訴事件番号であると認められるところ、本件対象文書は民事訴訟に係るものであり、民事訴訟事件の記録

は「何人も」閲覧請求をすることができる」とされている（民事訴訟法 91 条 1 項）ことから、事件番号を知ることにより、当該閲覧制度を利用して当該事件の訴訟記録を閲覧することが可能となり、当該訴訟記録に記載された訴訟当事者又は関係者である個人を特定できることとなる。

したがって、標記の事件番号は、原告等の個人識別情報に該当し、法 5 条 1 号本文前段に該当する。

イ 次に、法 5 条 1 号ただし書該当性について検討する。

（ア）民事訴訟事件の訴訟記録に係る閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない。

他方、最高裁判所のウェブサイトにて現に掲載されている情報については、その掲載の趣旨・目的や個人情報に対する配慮の状況等が情報公開制度と共通するものである限り、当該情報には公表慣行があると解すべきである。

さらに、一連の訴訟事件において、事件の審級や種類ごとに複数の事件番号が付されている場合、その一部の事件番号が分かっている中であえて他の事件番号を秘匿することに意味があるとは通常考えられないから、最高裁判所のウェブサイトに掲載されている事件番号に公表慣行が認められる場合には、他の審級等に関する事件番号についても、公表慣行があるというべきである。

（イ）当審査会事務局職員をして上記（ア）の最高裁判所のウェブサイトにて掲載された判例検索システムを確認させたところ、本件事件の控訴審事件番号及び附帯控訴事件番号については、同ウェブサイトへの掲載事実が認められなかったが、本件事件の第一審判決書及び第一審事件番号が同ウェブサイトに掲載されている事実が認められ、これについては、同ウェブサイトを利用することにより、誰でもその内容を容易に検索・閲覧することが可能である上、その検索の結果得られた本件事件の第一審判決書においては、訴訟当事者の氏名が掲載されていないなど、個人情報に一定の配慮がされており、かかる状況に照らせば、本件事件の第一審判決書及び第一審事件番号について、情報公開制度と基本的に共通の趣旨・目的の下に情報を掲載し、個人情報に対する配慮もされているものと認められる。

そうすると、本件事件の第一審事件番号については公表慣行があると認められ、これに併せて、本件事件の控訴審事件番号及び附帯控訴番号についても公表慣行があると認められることから、法5条1号ただし書イに該当する。

ウ 以上のことから、標記の事件番号は、法5条1号に該当せず、開示すべきである（別紙の番号1に対応する部分）。

(3) 訴訟物の価額、貼用印紙の額、認容額及び捜査情報（上記②、③、⑤及び⑨の関係）

ア 標記の不開示部分は、これらの情報を公にすると、既に開示されている情報等と併せることにより、本件訴訟に係る事情を承知している者等の関係者にとっては、原告等を相当程度特定することが可能となり、その結果、一般的に他人に知られることを忌避すべき、民事訴訟に係る情報が判明することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、これらの情報は法5条1号本文後段に該当すると認められる。

イ 上記(2)イ(イ)のとおり、本件事件の第一審判決書については、最高裁判所のウェブサイトへの掲載事実が認められ、掲載されている範囲における判決書の内容について公表慣行があるといえることができる。

その上で、本件対象文書に記載された訴訟物の価額、認容額及び本件事件で問題とされた刑事事件に係る捜査情報については、上記判決書に記載されており、また、貼用印紙の額については、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の規定により、訴訟物の価額が明らかになればおのずから明らかになるものであることから、慣行として公表されているものと認められ、法5条1号ただし書イに該当する。

ウ 以上のことから、当該不開示部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである（別紙の番号2ないし5に対応する部分）。

(4) 原告及び刑事事件の担当検察官以外の特定個人の氏名（上記⑥の関係）

標記の不開示部分は、本件事件で問題とされた刑事事件の被疑者、同相被告人、同相被告人の弁護人、同供述人及び訴外弁護士といった特定の個人の氏名であると認められ、法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該不開示部分は、個人識別部分であることから、法6条2号による部分開示の余地もない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 刑事事件の担当検察官名（上記⑦の関係）

標記の不開示部分は、本件事件で問題とされた刑事事件の捜査を担当した検察官名であると認められるところ、諮問庁は、当該検察官が所属する検察庁及び部署が明らかになっていることも踏まえると、公にすることにより、当該検察官に対し、不当な要求や攻撃等がされるおそれが高まり、ひいては捜査、公訴の維持その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当すると説明する（上記第3の3（3））。

これを検討するに、当審査会において最高裁判所のウェブサイトに掲載されている本件事件の第一審判決書を確認したところ、諮問庁の上記説明に符合する記載があると認められる。これらの記載と標記不開示部分に記載された検察官名により、特定の刑事事件を担当する検察官が特定されると、当該事件の関係者等から、様々な働き掛けや妨害行為を行うことが可能となるため、捜査・公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるものといえることができ、当該不開示部分は、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 特定の法人名及び原告の事業所名（上記⑧の関係）

標記の不開示部分は、本件事件で問題とされた刑事事件に関係する特定の法人名及び原告の事業所名であると認められるところ、これらを公にすると、当該法人等が本件事件に関係することが明らかになると認められ、社会的イメージの低下を招き、取引先会社との間で信用を失うおそれがあるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、諮問庁は、原告の事業所名についても、別表において「特定の法人名」と標記しているが、法5条2号イに該当する点で違いはない。

したがって、当該不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 一般に公開されていない行政機関の電話番号及びファクシミリ番号（上記⑩の関係）

標記の不開示部分は、国控訴状（文書8）に記載される文書の送達場所部分の特定法務局訟務部民事訟務部門の電話番号及びファクシミリ番号であると認められる。

諮問庁は、上記第3の3（5）のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、特定法務局訟務部民事訟務部門において行われる業務の性質等に照らせば、これらを公にすると、訴訟の利害関係者等から業務妨害又は抗議等の発信が行われ、その結果、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関

の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨補足して説明する。

上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(8) 応訴体制や検討状況に関する情報（上記⑩の関係）

ア 標記の不開示部分は、本件事件の訴訟について内部的に行われた検討に関する情報であると認められる。

イ 標記の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 標記の不開示部分は、特定の事件の判決に対する上訴について、訟務部局内において検討・協議を行うか否か、行う場合にどの時期に行うのかという、訴訟の一方当事者である国が当該事件をどの程度重視しているのかに関する情報及び訴訟に対応するために内部的に行った検討・協議の時期に関する情報である。

(イ) これらの情報は、国の応訴体制や検討状況を明らかにし、又はこれを推認させるものであり、公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号ロに該当する。

ウ これを検討するに、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、首肯できることから、当該不開示部分は、法5条6号ロに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き及びロに該当するとして不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びロに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙 開示すべき部分（通番は、別表の「通番」欄の記載を示す。）

- 1 事件番号（通番 1，通番 3，通番 5，通番 8，通番 10，通番 12，通番 15，通番 17，通番 19，通番 22，通番 23，通番 25，通番 28 及び通番 32）
- 2 訴訟物の価額（通番 1，通番 12，通番 17，通番 19，通番 28 及び通番 32）
- 3 貼用印紙の額（通番 1 及び通番 17）
- 4 認容額（通番 1，通番 17，通番 28 及び通番 32）
- 5 捜査情報（通番 12，通番 15，通番 19，通番 28 及び通番 32）

別表 不開示部分とその不開示理由

番号	文書名	通番	不開示部分	根拠条文	不開示理由
1	原告附帯控訴状	1	刑事事件の担当検察官名以外の個人の氏名，印影，郵便番号，住所，電話番号，ファクシミリ番号，訴訟物の価額，貼用印紙額，事件番号，認容額	法5条1号	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。）であり，又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある。また，同号ただし書イないしハのいずれかに該当する事情も認められない（以下「不開示理由①」という。）。
		2	刑事事件の担当検察官名	法5条4号	犯罪捜査を行う者に関する情報であって，公にすることにより，

					不当な要求や攻撃等がされるおそれが高まり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある（以下「不開示理由②」という。）。
2	原告控訴審答弁書	3	事件番号，刑事事件の担当検察官以外の個人の氏名，郵便番号，住所，印影，電話番号，ファクシミリ番号	法5条1号	不開示理由①
		4	刑事事件の担当検察官名	法5条4号	不開示理由②
3	原告準備書面（控訴1）	5	事件番号，刑事事件の担当検察官以外の個人の氏名，印影	法5条1号	不開示理由①
		6	特定の法人名	法5条2号イ	法人等に関する情報であって，公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（以下「不開示理由

					③ 」 と い う。)
		7	刑事事件の担 当検察官名	法 5 条 4 号	不開示理由②
4	原告控訴審証拠 証明書	8	事件番号, 刑 事事件の担当 検察官以外の 個人の氏名, 印影	法 5 条 1 号	不開示理由①
		9	刑事事件の担 当検察官名	法 5 条 4 号	不開示理由②
5	原告証拠証明書 (追加)	1 0	事件番号, 刑 事事件の担当 検察官以外の 個人の氏名, 印影	法 5 条 1 号	不開示理由①
		1 1	刑事事件の担 当検察官名	法 5 条 4 号	不開示理由②
6	国一審準備書面 (1)	1 2	事件番号, 刑 事事件の担当 検察官以外の 個人の氏名, 訴訟物の価 額, 捜査情報	法 5 条 1 号	不開示理由①
		1 3	特定の法人名	法 5 条 2 号イ	不開示理由③
		1 4	刑事事件の担 当検察官名	法 5 条 4 号	不開示理由②
7	国 準 備 書 面 (2)	1 5	事件番号, 刑 事事件の担当 検察官以外の 個人の氏名, 捜査情報	法 5 条 1 号	不開示理由①
		1 6	刑事事件の担 当検察官名	法 5 条 4 号	不開示理由②
8	国控訴状	1 7	郵便番号, 住 所, 刑事事件	法 5 条 1 号	不開示理由①

			の担当検察官以外の個人の氏名，訴訟物の価額，貼用印紙額，事件番号，認容額		
		18	一般に公開されていない行政機関の電話番号及びファクシミリ番号	法5条6号柱書き	公にすることにより，行政機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど，業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
9	国控訴理由書	19	事件番号，刑事事件の担当検察官以外の個人の氏名，訴訟物の価額，捜査情報	法5条1号	不開示理由①
		20	特定の法人名	法5条2号イ	不開示理由③
		21	刑事事件の担当検察官名	法5条4号	不開示理由②
10	国附帯控訴に対する答弁書	22	事件番号，刑事事件の担当検察官以外の個人の氏名	法5条1号	不開示理由①
11	国控訴審準備書面（1）	23	事件番号，刑事事件の担当検察官以外の個人の氏名	法5条1号	不開示理由①
		24	刑事事件の担当検察官名	法5条4号	不開示理由②

1 2	国証拠説明書 (1)	2 5	事件番号, 刑事事件の担当検察官以外の個人の氏名	法 5 条 1 号	不開示理由①
		2 6	特定の法人名	法 5 条 2 号イ	不開示理由③
		2 7	刑事事件の担当検察官名	法 5 条 4 号	不開示理由②
1 3	判決書正本写し (一審)	2 8	事件番号, 住所, 刑事事件の担当検察官以外の個人の氏名, 認容額, 訴訟物の価額, 捜査情報	法 5 条 1 号	不開示理由①
		2 9	特定の法人名	法 5 条 2 号イ	不開示理由③
		3 0	刑事事件の担当検察官名	法 5 条 4 号	不開示理由②
		3 1	応訴体制や検討状況に関する情報	法 5 条 5 号及び 6 号ロ	争訟に関する国の内部における検討又は協議に関する情報であって, 公にすることにより, 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また, 争訟に係る事務に関し, 国の当事者としての地

					位を不当に害するおそれがある（以下「不開示理由④」という。）
1 4	判決書正本写し (控訴審)	3 2	事件番号, 住所, 刑事事件の担当検察官以外の個人の氏名, 訴訟物の価額, 認容額, 捜査情報	法 5 条 1 号	不開示理由①
		3 3	刑事事件の担当検察官名	法 5 条 4 号	不開示理由②
		3 4	応訴体制や検討状況に関する情報	法 5 条 5 号及び 6 号ロ	不開示理由④